

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第五号)

一、提案理由(平成一五年三月一三日・衆議院総務委員会)

片山国務大臣 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額について、平成十五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十六万九千九百円を二十六万七千五百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十五万四千二百円を十五万二千八百円に、それぞれ引き下げようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成一五年三月一八日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額について、平成十五年四月分以降、その額を引き下げようとするものであります。

本案は、去る三月十二日に本委員会に付託され、十三日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成一五年三月二八日)

山崎力君 ただいま議題となりました二案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、本年四月分から普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、寡婦加算引下げの理由、恩給制度の在り方、平和祈念事業の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

..... (略)

以上、御報告申し上げます。